

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 147 「収益認識に関する会計基準（案）」等の公表について vol. 11

今回は、「収益認識に関する会計基準の適用指針（案）」（以下、適用指針案）における買戻契約の会計処理についてご説明いたします。

買戻契約とは、企業が商品又は製品を販売するとともに、同一の契約又は別の契約のいずれかにより、当該商品又は製品を買い戻すことを約束するあるいは買い戻すオプションを有する契約です。具体的には、有償支給取引等が該当します。

買戻契約には、一般的に以下の3つの形態があります（適用指針案 138）。

適用指針案では買戻価格と当初の販売価格との関係等に基づいて処理することが定められています。

- (1) 商品又は製品を買い戻す義務（先渡取引）
- (2) 商品又は製品を買い戻す権利（コール・オプション）
- (3) 顧客の要求により商品又は製品を買い戻す義務（プット・オプション）

1. 企業が上記(1)あるいは(2)を有している場合

企業が上記(1)あるいは(2)を有している場合には、顧客は当該商品又は製品に対する支配を獲得していません。

当該商品又は製品を当初の販売価格より低い金額で買い戻す契約は、「リース会計基準」に従ったリース取引として処理します。

一方、当該商品又は製品を当初の販売価格以上の金額で買い戻す契約は、金融取引として処理します(適用指針案 69)。

具体的には、商品又は製品を引き続き認識するとともに、顧客から受け取った対価について金融負債を認識します。

また、顧客から受け取る対価の額と顧客に支払う対価の額との差額については、金利等として認識します(適用指針案 70)。

オプションが未行使のまま消滅する場合には、当該負債の消滅を認識し、収益を認識しま

す（適用指針案 71）。

2. 企業が上記(3)を有している場合

企業が上記(3)を有している場合には、契約における取引開始日に、

顧客が当該権利を行使する重要な経済的インセンティブを有しているか

（買戻価格が商品又は製品の予想される時価を上回るか）どうかを判定します(適用指針案 72)。

顧客が当該権利を行使する重要な経済的インセンティブを有している場合には、

当該契約を「リース会計基準」に従ってリース取引として処理します(適用指針案 72)。

ただし、商品又は製品の買戻価格が当初の販売価格以上であり、かつ、

当該商品又は製品の予想される時価よりも高い場合には、当該契約を金融取引として、上記 1. の適用指針案 70 と同様に処理します(適用指針案 73,74)。

一方、重要な経済的インセンティブを有していない場合には、

当該契約を返品権付きの販売として処理します(適用指針案 72,73)。

※関連基準等

「リース会計基準」：企業会計基準第 13 号「リース取引に関する会計基準」